

# 世界から称賛される伊豆半島をめざして

— 伊豆市で屋外広告物を設置する皆さまへ —



良好な景観の形成や、公衆に対する危害防止を図るため、屋外広告物の表示や設置にあたっては、屋外広告物法や静岡県屋外広告物条例によりルールが定められています。

伊豆市内において、屋外広告物を表示・設置する場合には、法や条例に基づく手続きなどが必要となります。景観に配慮した美しいまちづくりに、皆さまのご協力をお願いします。

なお、伊豆市が含まれる伊豆半島は、日本を代表する観光地であり、美しい海岸線や山並みを走る道路から見る印象的な景観が魅力のひとつとなっています。そこで、世界からお越しになるお客様に誇れる景観づくりを進め、世界一美しい伊豆半島を目指す取組が進められており、その一環として、伊豆半島の美しい景観と、道路沿いの屋外広告物の大きさや色彩が調和するよう、平成29年11月1日に屋外広告物の設置ルールが変更されています。

## 1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの外で表示されているポスターや立看板、広告板、広告塔などをいいますが、屋外広告物法では、「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものと定義しています。(屋外広告物法第2条)

- 1 「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの  
(街頭などで配られるビラやチラシなどは含まれません。)
- 2 「屋外で表示」されるもの  
(建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- 3 「公衆(不特定多数の人)に表示」されるもの  
(駅の構内(改札口の内側)など、特定の人に対する表示や建物により閉鎖された中庭などに向かって表示されるものは含まれません。)
- 4 「看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出、表示」されたもの、これらに類するもの

※・屋外広告物とは、大変広い概念で、例えば個人の住宅の表札も屋外広告物の一つです。

・営利を目的とする商業広告だけではなく、非営利的なものであっても上記4つの要件をすべて満たしているものであれば、表示の内容の如何にかかわらず屋外広告物となります。

看板には、場所ごと、種類ごとに設置のルールがあります。(静岡県屋外広告物条例) 伊豆市内には、屋外広告物の表示、設置を原則禁止している地域(特別規制地域)や、設置する場合には許可が必要となる地域(普通規制地域)、原則禁止している地域(特別規制地域)に設置することができる、案内図版の許可基準が引き上げられた地域(広告景観保全地区)があります。

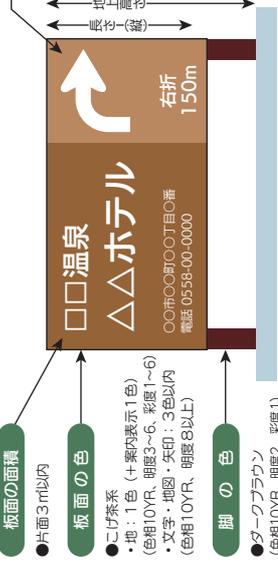
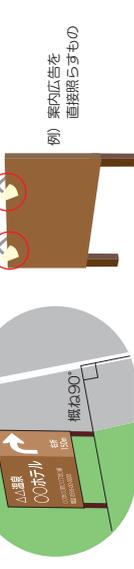
【下の表は、看板の設置を原則禁止としている地域のルールの概要です。】

看板の種類	規制地域
<b>自家広告物</b>  (自己敷地内に設置する自己の名称、店名、商標等を表示するために設置する看板)	<b>特別規制地域</b> ○1 敷地内で合計5m以内の場合は、許可申請が不要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広告塔: 高さ10m以内、面積30㎡以内</li> <li>② 広告板: 面積2㎡以内、相互間隔5m以上</li> <li>③ のぼり: 面積2㎡以内、相互間隔5m以上</li> <li>④ 屋上広告: 看板の長さは建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下。本館の上には設置しない。</li> <li>⑤ 壁面広告: 表示面積は1/5以内、または15㎡以内(壁面の面積が300㎡未満の場合)。建築物の幅を(はみ出さない、影を落とさない)。</li> <li>⑥ 突出広告: 出幅1.5m以下、面積20㎡以内(歩道上)、地上2.5m以内(歩道上)、地上4.7m以内(取付対峙壁面の高さを指さない)。</li> </ul>
	<b>案内図版</b>  (地図又は矢印などを使用し、店舗などに誘導・案内する看板)
<b>一般広告物</b> (その他の看板)	設置不可

※上表は、第2種特別規制地域の基準です。

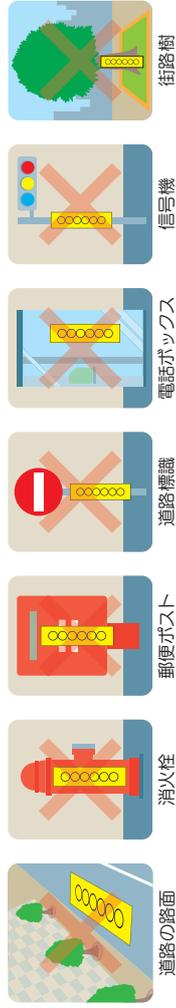
変化に富んだ様々な美しい景観に恵まれた伊豆半島では、良好な沿道景観等を形成、保持するため、特別規制地域に加え、伊豆縦貫自動車道や伊豆西南海岸を対象に、広告景観保全地区が指定され、伊豆市内を通る一般国道136号バイパス修善寺道路(トンネル区間を除く)、現在整備中の区間を含む伊豆縦貫自動車道(天城北道路、但しトンネル区間を除く)には、左記に示す特別規制地域の基準に加え、下の表に示す基準が上乗せされます。

【下の表は、特別規制地域に比べて厳しくなるルールの概要です。】

看板の種類	規制地域
<b>自家広告物</b>  (自己敷地内に設置する自己の名称、店名、商標等を表示するために設置する看板)	<b>広告景観保全地区</b> 特別規制地域における自家広告物(①広告塔、②広告板、③のぼり、④屋上広告、⑤壁面広告、⑥突出広告)と同じ許可基準が適用されます。
<b>案内図版</b>  (地図又は矢印などを使用し、店舗などに誘導・案内する看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>案内表示</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 版面の1/3以上</li> <li>● 地図又は矢印は必ず表示する</li> </ul> </li> <li><b>版面の形状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 長さ: 縦1.5m以下、横長の版面</li> <li>● 地上高さ: 5m以下</li> </ul> </li> <li><b>表示の内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 写真・絵・広告(スーパー・ビジネス内容、商品等)は表示しない</li> </ul> </li> <li><b>設置場所</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伊豆縦貫自動車道の各インターチェンジ近くに設置することが望ましい</li> </ul> </li> <li><b>電飾設備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものは使用不可(案内広告を直接照らすものは除く)</li> </ul> </li> </ul>
<b>一般広告物</b> (その他の看板)	特別規制地域における一般広告物と同様に、自家広告物や案内図版に該当しない看板は設置不可となります。

3 禁止物件

【屋外広告物の表示や設置ができない物件】  
 その他、規制地域、保全地区を問わず、屋外広告物の表示や設置が禁止されているものとして、次のような物件が定められています。

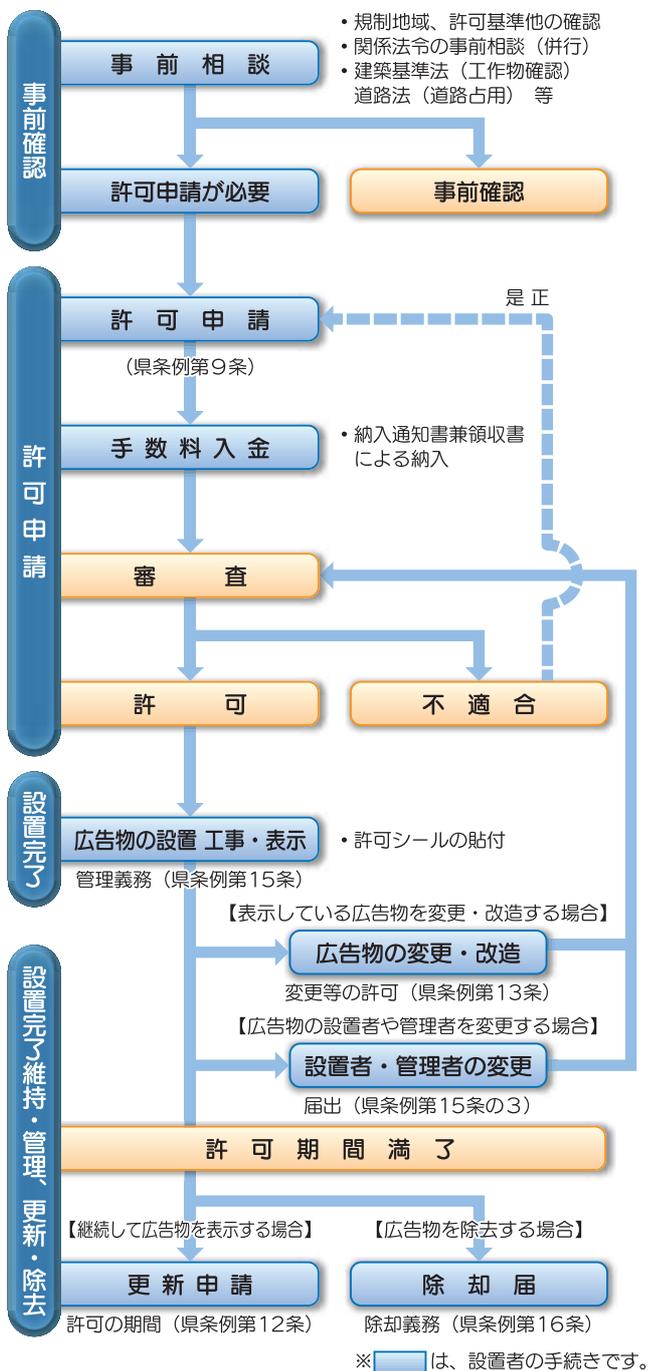


※上表は、第2種特別規制地域の基準です。

## 4 屋外広告物の設置・表示などの手続き

美観・風致の維持及び危険防止を図るため、多くの屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例（以下「県条例」という）に基づく、伊豆市長の許可が必要となります。

### 【手続きの主な流れ】



### 広告物を許可申請する皆さまへのお願い

- **事前にご相談ください**  
 広告物の多くは、設置に係わる許可が必要です。規制地域や許可基準などの確認と合わせ、許可申請に先立ち、担当課へご相談ください。
- **関係法令の許可が必要となる場合があります**
  - ・道路を占有する場合は道路占有許可が必要です。
  - ・高さ4mを超える広告塔や広告板などは、建築確認が必要です。
  - ・国立公園等の地域では、自然公園法の許可申請が必要です。なお、新規設置に係わる申請時には、関係法令の許可書の写しが必要となります。
- **申請には手数料が必要です**  
 広告物の種類や個数、表示面積に応じ、申請手数料がかかります。詳細は、担当課までお問い合わせください。
- **各申請書は市ホームページからダウンロードできます**  
 新規・更新・変更・除却などの申請書や届出書に必要な書類は、担当課にご確認ください。
- **許可シールを貼ってください**  
 許可を受けた広告物には、発行する許可シールを貼ってください。
- **安全点検を行ってください**  
 広告物の倒壊や落下等の事故を防ぐために、定期的な安全点検を行い、良好な状態を維持してください。点検には、一定の資格者が必要です。
- **許可には有効期間があります**  
 許可の有効期間は通常2年以内です。はり紙やはり札、立看板等の簡易広告物は30日以内です。有効期間を過ぎて引き続き表示する場合は、更新の手続きを行ってください。また必要がなくなった広告物は、速やかに除却してください。(除却届)

## 5 お問い合わせ先

### 【屋外広告物に関すること】

伊豆市都市計画課土地対策スタッフ  
 (伊豆市役所中伊豆支所内)  
 〒410-2592 伊豆市八幡500-1  
 TEL 0558-83-5206  
 FAX 0558-83-5497

### 【道路占有・使用に関すること】

伊豆市用地管理課管理スタッフ  
 (伊豆市役所中伊豆支所内)  
 〒410-2592 伊豆市八幡500-1  
 TEL 0558-83-5204  
 FAX 0558-83-5497

### 【建築確認に関すること】

静岡県沼津土木事務所建築住宅課  
 (静岡県東部総合庁舎内)  
 〒410-0055 沼津市高島本町1-3 8F  
 TEL 055-920-2224  
 FAX 055-926-5527